

～ 戦没者等のご遺族の皆様へ ～

第 10 回特別弔慰金について

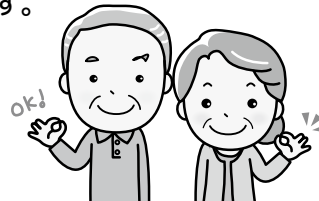
請求がお済みの方へ

皆様から申請して頂いた書類は、沖縄県で審査を行い、国で債券交付の手続を行ったうえで、南風原町に審査の結果が届きます。当初は 6 ～ 7 ヶ月で審査の結果が届く予定でしたが、対象者が多く、審査に時間がかかり、決定通知書の発行が大幅に遅れています。南風原町に審査の結果が届き次第、対象の皆様にお知らせの通知を発送しますので、しばらくお待ち下さい。
※申請してから決定通知が届くまで、おおよそ 1 年 6 ヶ月がかかっている状況です。

まだ請求を行っていない方へ

現在、南風原町役場では第 10 回特別弔慰金の請求を受け付けております。

- 支給対象者 平成 27 年 4 月 1 日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、先順位のご遺族一人に支給します。
- 請求期限 平成 30 年 4 月 2 日まで（請求期限を過ぎると第 10 回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意下さい。）
- 申請場所 こども課窓口（南風原町役場 1 階）



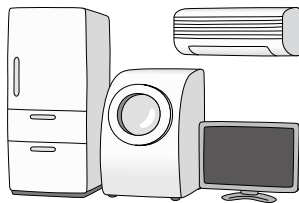
【お問い合わせ】 こども課 特別弔慰金担当 ☎889-7028

家電製品の適切な処分について

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の品目はリサイクルが義務づけられており、町は粗大ごみとしての収集・処分を行っていません。廃棄物の減量、資源の有効利用推進にご理解・ご協力いただき、適切な処分をお願いします。

家電リサイクル法とは

家庭等から排出された対象家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進する法律です。



対象家電の処分について

対象家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）の処分については以下の方法での適正な処分をお願いします。

- ※いずれの場合もリサイクル料金（メーカーや大きさにより異なる）及び運搬手数料がかかります。
- ※運搬手数料については依頼する内容により異なりますので依頼先の販売店へお問合せ下さい。
- ※「無許可」の廃品回収業者への引き渡しは行わないでください。適正処理ができず、不法投棄等の原因になるおそれがあります。

●買い替えの場合

- ・新しく家電製品を購入する販売店に相談して引き取りを依頼して下さい。

●処分だけしたい場合

- ・対象家電を購入した販売店に相談して引き取りを依頼して下さい。

※上記の方法により処分できない場合は、指定する引渡場所へ自己搬入する方法があります。

家電メーカー、大きさ等を確認し、郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を受け取ります。その後、リサイクル券と廃家電を指定する引渡場所に自己搬入します。

引渡先：(株)拓琉金属 豊崎工場 住所 豊見城市字豊崎 3-21 電話 098-987-4394
営業時間 月～土 8 時 30 分～17 時 30 分（12 時～13 時はお昼休みとなっています）

◇◇ メーカー等が不明の場合は家電リサイクル券センター（0120-319-640）へお問合せ下さい。◇◇

【お問い合わせ】 住民環境課 生活環境班 ☎889-1797

8期まで
納付済世帯
に送付

国民健康保険証(国保証)の切替時期です ～国民健康保険税の納め忘れはありませんか～

お持ちの国民健康保険証の有効期限は3月31日までです。
4月からは使用できませんのでご注意ください。

※次の世帯は届出が必要です。

- 世帯員の増減がある（転入、転出、転居など）
- 世帯員で社会保険などに加入した人がいる
※手続きには、全員の社会保険証が必要です。
- 返納金の支払がまだの世帯
※国保資格がない方が国保証を使用した場合の支払い（ハガキを郵送致します）
- 交通事故等の届出を国保年金課へ提出していない（ハガキを郵送致します）
- その他の届出がまだの場合

新しい保険証
はコスモス色
だよ！



平成 29 年度 保険証



☆ 8 期以前に未納のある世帯へハガキをお送りします。下記の期日に窓口で納付してください。

保険証が送付されなかった世帯の切替日程表		
月 日	行 政 区	受 付 時 間
3月6日（月）	与那覇・宮城	9:00 ～ 11:30
	大名・新川・東新川	13:00 ～ 16:30
3月7日（火）	宮平・慶原・北丘ハイツ・宮平ハイツ	9:00 ～ 11:30
	兼城・本部	13:00 ～ 16:30
3月8日（水）	喜屋武・照屋	9:00 ～ 11:30
	山川・神里	13:00 ～ 16:30
3月9日（木）	津嘉山	9:00 ～ 16:30
3月10日（金）	兼本ハイツ・第一団地	9:00 ～ 11:30
	第二団地	13:00 ～ 16:30

受付場所：国保年金課 1F

国保税は滞納せずにご相談ください

災害等、政令で定めた特例の事情がないのに、長い間保険税を滞納し納付相談などにも応じない世帯には、やむを得ず次のような措置がとられます。

- ① 国保証を返してもらい、被保険者資格証明書※を交付する場合があります。その場合、医療費がいったん全額自己負担となります。
 - ② 保険給付の全部または一部が差止められます。
 - ③ ①②の措置を受けても納付しないときは、差止めている給付から滞納分が控除されます。
 - ④ 財産の差押えなどの処分を受ける場合があります。
- ※被保険者資格証明書は、被保険者であることを証明するだけのもので、国保証のように医療費の保険給付は受けられません。
滞納した国保税が完納されたり、額が著しく減少したとき、特別の事情が認められたときには、改めて保険証が交付されます。

★納付が困難なときは、ご相談下さい。

★3月31日は国保税第10期の納付期限です。

【お問い合わせ／申込先】 国保年金課 ☎889-1798